住所　横浜市港南区野庭町759番地3
姜龍壽　昭和52年4月8日生
住所　横浜市金沢区柴町387番地1
金憲一　昭和32年7月27日生
禹淑子　昭和36年5月12日生
金真央　平成元年11月6日生
住所　神奈川県鎌倉市大船2200番地11
丁榮一　昭和38年1月24日生
李潤惠　昭和37年10月5日生
丁健太　平成2年4月24日生
丁將太　平成3年12月20日生
丁康太　平成12年2月25日生
住所　神奈川県鎌倉市大船1丁目16番3号
辛正善　昭和5年7月27日生
住所　神奈川県秦野市渋沢1丁目35番8号
鄭徳美　昭和47年2月8日生
住所　神奈川県鎌倉市植木682番地1
李由美子　昭和44年10月6日生
住所　川崎市麻生区高石6丁目24番20―303号
金聲濱　昭和38年2月21日生

○外務省告示第二十三号

平成二十四年一月十七日にニアメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　西内和彦在ニジェール臨時代理大使

ニジェール側　モハメド・バズム国務大臣兼外務・協力・アフリカ統合・在外ニジェール人大臣

平成二十四年二月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二十四号

平成二十四年一月二十四日にポートビラで、ビラ中央病院改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ビラ中央病院改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　六千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　吉澤裕在バヌアツ大使

バヌアツ側　アルフレッド・ローレン・カーロット外務・貿易大臣

平成二十四年二月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二十五号

平成二十四年一月二十四日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「刑事司法能力強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　刑事司法能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　七億百万円

3　署名者

日　本　側　岡田誠司在アフガニスタン臨時代理大使

国際連合側　アシータ・ミッタル国際連合薬物犯罪事務所在アフガニスタン事務所代表代理

平成二十四年二月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二十六号

平成二十四年一月二十四日にダカール（セネガル）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　深田博史在ガンビア大使（セネガルにて兼轄）

ガンビア側　イスマイラ・カバ・サンブー在セネガル　ガンビア高等弁務官

平成二十四年二月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二十七号

平成二十四年一月二十五日に東京で、カメルーン共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び中央アフリカ共和国における「コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際熱帯木材機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千八百万円

3　署名者

日　本　側　加藤敏幸外務大臣政務官

国際熱帯木材機関側　エマヌエル・ゼ・メカ事務局長

平成二十四年二月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省告示第三十八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月六日

財務大臣　安住　淳

関東財務局甲府財務事務所の項中「山梨県甲府市北口一―四―十」を「山梨県甲府市丸の内一―一―十八」に改める。

○財務省告示第三十九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月六日

財務大臣　安住　淳

関東財務局甲府財務事務所の項中「山梨県甲府市北口一丁目四番十号」を「山梨県甲府市丸の内一丁目一番十八号」に改める。

○文部科学省告示第二十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第十項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正し、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定（平成二十四年条約第一号）の効力を生ずる日から施行する。

平成二十四年二月六日

文部科学大臣　平野　博文

第五十号中「第四十七号」の下に「、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号」を加え、同号を第五十六号とし、第四十九号の次に次の六号を加える。

五十　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定（平成二十四年条約第一号。以下「日ヨルダン協定」という。）に基づき、ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

五十一　前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

五十二　日ヨルダン協定に基づき、ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

五十三　前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

五十四　日ヨルダン協定に基づき、ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

五十五　日ヨルダン協定に基づき、ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びヨルダン・ハシェミット王国政府が合意した核燃料物質